

---

# 第1部 総論

---

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

本市では、平成27年3月に「第3次千葉市障害者計画」「第4期千葉市障害福祉計画」を策定し、「すべての障害者が地域において自立した生活を営む主体であるとの認識に立ち、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として、相互に尊重し合い、人格を認め合い、そして支え合うことにより、安らぎのあるあたたかな共生社会をつくる。」という基本理念のもと、様々な障害者施策や障害福祉サービスの供給量の確保等を通じて障害者の自立と社会参加の促進に取り組んできました。

しかし、現在、障害者やその家族の高齢化が進展し、高齢の親が障害者を介護する状況や、障害者本人が要介護状態にある親や配偶者を介護しなければならない状況など、各家庭の介護力が低下しており、地域社会全体で障害者を支えていくことが強く求められています。

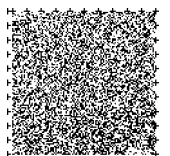
特に、地域で生活する障害者の中には、法定サービスを基本とした既存の制度のみでは解決が難しい課題を抱えている方たちがおり、その対応が求められています。

これらの課題への対応にあたっては、様々な問題が相互に関連していることから、総合的に捉え、かつ、長期的な視点をもって取組む必要があり、本市の10年後の共生社会に向けたビジョンとして、平成29年4月に「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を策定しました。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、すべての障害者に対する市民の意識を変え、多様性を理解し尊重することができる共生社会の実現が求められています。

国においても、平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正、発達障害者支援法の一部改正が行われました。また、同年8月に改正された発達障害者支援法が施行され、平成30年4月からは、国の第4次障害者基本計画の開始、改正された障害者総合支援法の施行、障害福祉サービスの報酬改定が見込まれています。

本計画は、この中長期指針を踏まえた第1段階の実施計画として、現行の「第3次千葉市障害者計画」の到達点や実態調査の結果を踏まえ、障害者が地域において自立した生活を送り、障害の有無によって分け隔てられることなく社会参加できることを目指し、相談支援、地域生活支援、保健・医療、教育、生活環境など幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的な計画として策定するものです。



## 2 計画の位置付け・他計画との関係

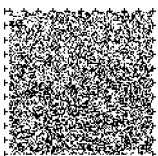
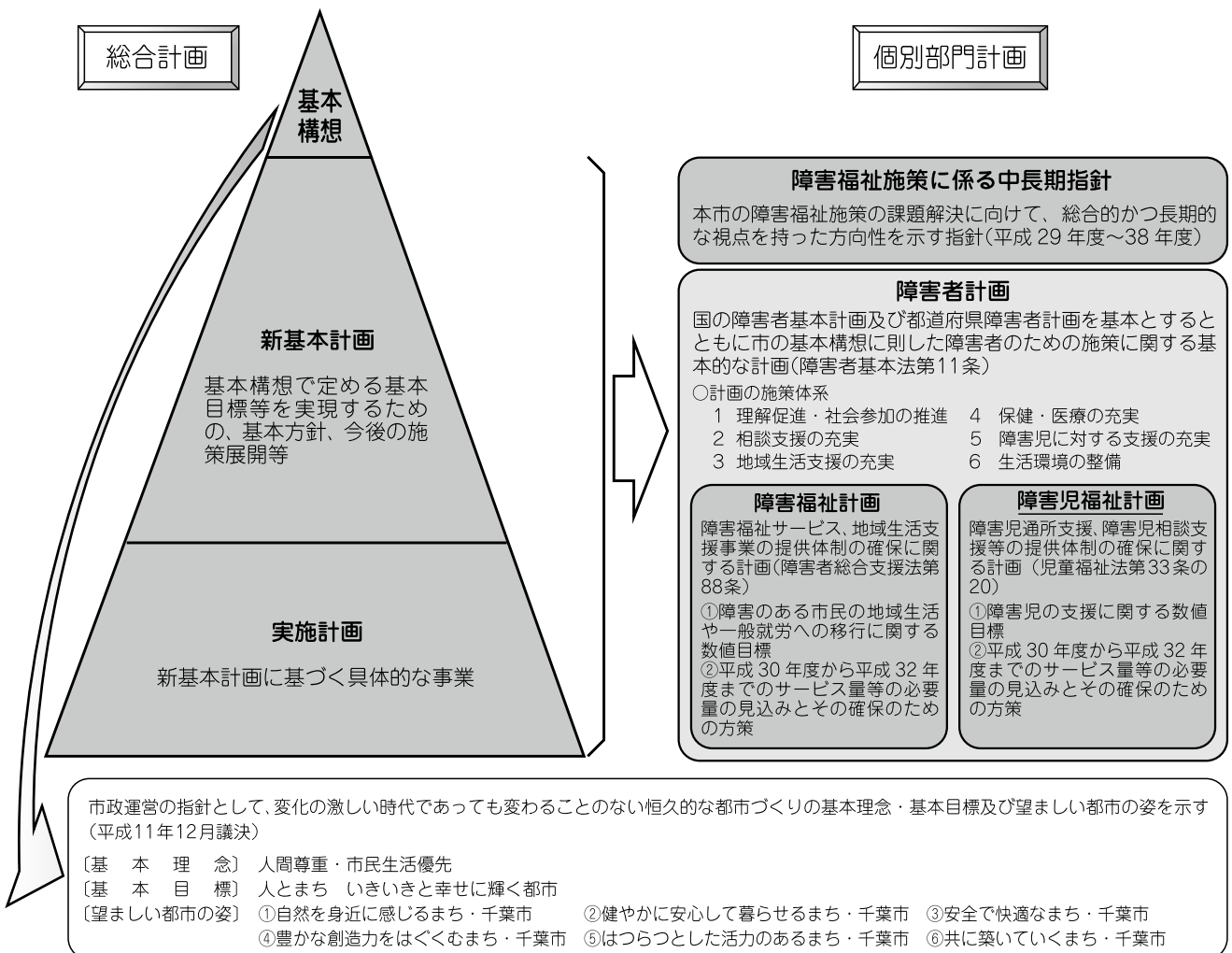
### (1)位置付け

この計画は、「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針」を上位方針とした実施計画であり、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定した計画となります。

なお、「千葉市新基本計画」を上位計画とする本市の障害者施策に関する個別部門計画となります。

### (2)他計画との関係

「千葉市高齢者保健福祉推進計画(介護保険事業計画)」、「千葉市こどもプラン」、「支え合いのまち千葉 推進計画(千葉市地域福祉計画)」等、関連計画との整合を図りながら策定します。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

#### 【計画期間】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
国の動き	第2次障害者基本計画 (H15~24年度)		第3次障害者基本計画				第4次障害者基本計画 (H30~34年度)		
							千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針 (H29~38年度)		
市の障害者関連計画等	第2次障害者計画		第3次障害者計画			第4次障害者計画			
	第3期障害福祉計画		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画			
							第1期障害児福祉計画		
市の動き	新基本計画 (H24~33年度)								
	第1次実施計画			第2次実施計画			第3次実施計画		

### 4 「障害者」とは

この計画が対象とする障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する者ばかりではなく、療育の必要な児童、発達障害者、難病患者、精神障害者通院医療費の公費負担を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人としています。

なお、平成 26 年 1 月の障害者権利条約の批准に先立って改正された障害者基本法において、障害者が受ける制限を「機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずる」とするいわゆる「社会モデル」の考え方が取り入れられたことから、これまで「障害」と表記してきたものの一部に、正確には「機能障害」と表示すべきものがありますが、この計画では、引き続き「障害」の表記で統一しています。

